

ラベル表示について

政府は物品のラベル表示に関して、2017年4月14日付け政令43/2017/ND-CPを発行した。それによる、ラベル表示の主な内容は次のとおりである。

適用対象：ベトナムにおける流通商品、輸入品(対象外は不動産、一時輸入品、贈与品、生鮮食品、原材料、輸送中の物品、出入国者の荷物、国内使用目的以外の輸入品等)

対象物品に対しては、例外を除いて、ベトナム語のラベルを貼らなければならない。輸入品のラベルに関して、元のラベルが政令43/2017/ND-CPの要件に適合していない場合、輸入者は対象物品を流通させる前に適合したラベルを貼る責任を負う。

ラベルの表示内容

ラベルには以下の情報の記載が義務付けられる。

- ・ 物品の名称
- ・ 物品に対して責任を負う個人・団体の名称と住所、原材料、内容量
- ・ 技術仕様、情報、衛生状態の注記、および安全性の情報および注記
- ・ 生産地

そのほか、物品の性質により、次の物品はラベルへの詳細情報(成分、生産日、賞味期限、重量、使用及および保管の方法等)の記載が義務付けられる：

食料、食品、健康補助食品、放射線照射済み食品、遺伝子組換え食品、飲料(酒を除く)、酒、タバコ、食品添加物、微量栄養素を含む食品、食品材料、人間用の薬、医療機器、化粧品、家庭用医薬品、飼料、獣医薬、玩具、織物、衣類、皮革、靴、プラスチックおよびゴム製品、楽器、木製家具、自動車、バイク、バイク用ヘルメット、紙・カートン、政治・経済・文化・科学・教育・美術に関する出版物、運動器具、陶器・磁器・ガラス製品、美術工芸品、家庭用品、金、銀、宝石、労働保護設備・消防用設備、通信機器、機械設備、計量・測量機器、冶金製品、漁具、トレーラー、原動機付き自転車、重機、四輪駆動車、自転車、交通機器用部品、建築資材、石油製品、洗剤、化学品、肥料、産業用火薬、眼鏡、時計、マスク・トイレットペーパー、歯ブラシ、おしぼり、アクセサリ、食品包装具・保存容器、ヘルメット、電動自動車・電動自転車

なお、政令43/2017/ND-CPの一部条項の施行細則を定める2019年6月26日付け科学技術省通達05/2019/TT-BKHCHNが、2021年1月1日より施行された。